

令和5年4月20日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会
会長 宮田 広善

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会の開催結果について（答申）

令和5年3月10日付けで諮問がありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条の規定に基づく処分に係る審査請求（R2-2号）について、下記のとおり答申します。

記

- 1 審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

脊髄小脳変性症は進行性の疾患であり、診断書をみても症状が重くなっているのは明らかであるが、本件の支給決定処分においては、支給量及び支給決定までのプロセスは妥当である。

〔補足事項〕

審査請求人は進行性の疾患のため、進行度合いに応じて処分庁は適切に対応するように付言すべきである。